

## 東近江市立幼稚園条例等の一部を改正する等の条例の制定 について

東近江市立幼稚園条例等の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市立幼稚園条例等の一部を改正する等の条例

(東近江市立幼稚園条例の一部改正)

**第 1 条** 東近江市立幼稚園条例（平成 17 年東近江市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

別表東近江市立永源寺幼稚園の項、東近江市立市原幼稚園の項及び東近江市立能登川第二幼稚園の項を削る。

(東近江市立認定こども園条例の一部改正)

**第 2 条** 東近江市立認定こども園条例（平成 25 年東近江市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(保育料)

第 4 条 市長は、認定こども園に入園している子どもの保護者から、保育料を徴収する。

2 前項の子どものうち子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 1 号に規定する小学校就学前子どもに係る保育料は、東近江市立幼稚園条例（平成 17 年東近江市条例第 102 号）第 3 条から第 5 条までに定めるところによる。

3 第 1 項の子どものうち子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する小学校就学前子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係る保育料の額は、保育認定子ども一人につき、同法第 27 条第 3 項第 2 号の政令で定める額の範囲内で規則で定める額とする。ただし、本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）から法第 20 条第 1 項の認定を受けた保育認定子どもについては、当該認定を行った市町村の定める額とする。

4 延長保育（通常の保育時間を超えて行う保育をいう。）の実施に係る保育料の額は、保育認定子ども一人につき、1時間当たり300円の範囲内で規則で定める額とする。

5 一時保育（一時的に保育を必要とする保育認定子どもに対して行う保育をいう。）の実施に係る保育料の額は、保育認定子ども一人につき、1時間当たり400円の範囲内で規則で定める額とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（保育料の徴収）

第5条 前条第3項の保育料は、毎月26日（その日が休日等（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）にその月分を徴収する。

2 前条第4項及び第5項の保育料は、市長の指定する日に徴収する。

（保育料の減免）

第6条 市長は、特別の事情があると認めるときは、保育料（保育認定子どもに係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。

別表東近江市立あかね幼稚園の項の次に次のように加える。

東近江市立永源寺もみじ幼稚園	東近江市上二俣町24番地1
----------------	---------------

別表東近江市立能登川あおぞら幼稚園の項の次に次のように加える。

東近江市立能登川にじいろ幼稚園	東近江市乙女浜町176番地
-----------------	---------------

（東近江市小規模保育事業所条例の一部改正）

**第3条** 東近江市小規模保育事業所条例（平成26年東近江市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中「東近江市保育所条例（平成17年東近江市条例第143号）第5条から第7条までの」を「東近江市立認定こども園条例（平成25年東近江市条例第11号）第4条から第6条までに」に改める。

（東近江市保育所条例の廃止）

**第4条** 東近江市保育所条例（平成17年東近江市条例第143号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に第4条の規定による廃止前の東近江市保育所条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった保育料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児施設の設置及び廃止を行うため、本市関係条例の一部を改正及び廃止したく、本議案を提出するものである。